

財務 VOL.71

確定申告に向けて『優遇税制』の再確認

確定申告の期限が近づいてきました。これまでも当レポートの既刊号において、各種優遇税制についてご紹介してきましたが、本年度の確定申告に向けて、可能な限り漏れなくご活用いただくために、今号において再度、直前の最終確認をさせていただきます(但し、医療機関として適用可能なものに限定)。

① 所得拡大促進税制

まずは、今回の確定申告(平成26年分の申告)から初めて適用可能となる「所得拡大促進税制」についてです。

当年度の給与の総額が前年度の給与の総額に比べて2%以上増加している等の要件を満たす場合には、給与の増加額の10%の税額控除(所得税額の20%が上限)を受けることができます。

厳密には、上記の要件に加えて細かい基準、諸条件等があるのですが、この場では説明を割愛させていただきます。

ともかく、「**給与(給与+通勤手当でも可)が前年対比2%以上増加している**」—この条件をクリアしている場合には、迷わず顧問税理士にご相談ください。適用できる可能性が高いでしょう。

なお、廃業した年(年の途中で医療法人化した場合等)は適用できませんが、**新規開業した年にも適用できるのは大変大きな魅力のひとつです。**

この場合、前年度の給与は「0」となりますが、「当年度の給与の総額×70%」を前年度の給与の総額として計算を行うため、**必ず適用を受けることができます。**言い換えると、年間の給与総額の30%の10%、すなわち3%の税額控除を確実に受けることができます。

手続きは確定申告書に計算書類を1枚添付するのみですから、是非とも適用漏れのないようにしてください。

② 雇用促進税制

①の制度よりも先に導入された人材投資関連の優遇税制です。

平成26年2月までに「雇用促進計画」をハローワークに提出している場合で、平成26年の年末時点において、平成25年の年末時点に比べて**雇用保険被保険者が2人以上増加している等の要件を満たす場合には、増加した雇用保険被保険者1人につき40万円の税額控除(所得税額の20%が上限)を受けることができます。**

この要件を満たす場合は、最終的には**雇用保険の被保険者数が増加していることの確認を地域の労働局から受けた書類の提出が必要**です。この手続きには2週間程度を要しますので、上記の要件を満たしていながら、手続きが未だお済みでない場合にはお急ぎください。

なお、この制度については、開業した年及び廃業した年(年の途中で医療法人化した場合等)は適用を受けることができませんのでご注意ください。

※ ①②とも双方適用が可能な場合には、**いずれか一方のみの適用となります**ので有利な方を選択してください。

③ 中小企業投資促進税制

160万円以上の機械装置、120万円以上の備品で一定のもの、及び70万円以上のソフトウェア等を購入した場合には、取得価額×30%の特別償却又は取得価額×7%の税額控除(所得税額の20%が上限)の適用を受けることができます。

この制度で医療機関が利用できるのはレセコンや電子カルテ等のソフトウェアを導入した場合です。既に導入済で金額要件を満たす場合には、漏れなくご活用ください。

なお、一定の要件をクリアする最新設備である旨の**証明書**の交付をメーカーから受ければ、さらに「**取得価額×3%分を上乗せして税額控除を受けることが可能です。**」納入業者を通じてメーカーに一度ご確認ください(但し、平成26年1月20日以降の導入分に限り)。

なお、**医療機器については、機械装置や一定の備品には該当しないため適用不可となりますので、ご注意ください。**

④ 医療用機器等の特別償却

500万円以上の一定の医療機器(歯科用CT等)を取得した場合には、取得価額×12%の特別償却を行うことができます。但し、取得価額要件を満たしていれば、どの医療機器でも適用できるという訳ではなく、対象機器が限定列挙されていますので、詳しくは顧問税理士にご相談の上、適用誤りのないようくれぐれもご注意ください。

【税額控除の限度額について】

先程より、「**所得税額の20%が上限**」という制限条項がたびたび付記されていますが、正確には「**事業所得に係る所得税額の20%**」となります。例えば事業所得800万円、給与所得200万円の場合合計所得1,000万円の場合には、所得税額の80%(=800/1,000)の20%が上限となりますのでご注意ください。

【各種優遇税制の併用について】

これらの優遇税制につきましては、**雇用促進税制と所得拡大促進税制を除き、併用が可能です。**

なお、併用の場合には、税額控除の合計額は**所得税額の90%が上限**となります。

【税額控除の翌年への繰越について】

基本的には繰越はできませんが、**上記③の中小企業投資促進税制の適用を受ける場合にのみ、適用年度で控除しきれない税額を翌年1年間のみ繰越すことが可能です。**